

第 2 0 回健康投資WG 事務局説明資料③ (健康経営顕彰制度の見直しの方向性について)

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

経済産業省 商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課

健康経営度優良法人認定制度に係る見直し方針

健康経営優良法人（大規模法人部門）の見直しについて

- 健康経営優良法人2019（大規模法人部門）の認定数は820法人に達しており、制度創設当初の目標であった500法人を上回る結果となった。
- また、大規模法人部門の認定の前提となる「健康経営度調査」への回答数も年々増加しており、今後も回答数の増加が見込まれる。
- 前回WGにおける健康経営優良法人の今後についての議論においては、大規模法人部門の認定基準について、「絶対評価的なものでよいのではないか」「一定基準を超えた企業は健康経営優良法人を名乗れるという方法でもよいのではないか」「法人の頑張りを認証するという考え方も重要」「ある一定基準ですそ野を広げる一方、健康経営優良法人（ホワイト500）への憧れというものを残せないか」といったご意見があった。

【参考】

現在、健康経営優良法人（大規模法人部門）の認定には、

- ① 健康経営度調査の結果が回答法人全体の上位50%以内であること（相対評価）
 - ② 認定要件を満たすこと（絶対評価） など
- を求めている。

健康経営優良法人（大規模法人部門）の見直しについて

- こうした背景から、「健康経営優良法人2020」からは、大規模法人部門の認定を以下のように2層に分けてはどうか。
 - **健康経営優良法人（ホワイト500）**：①健康経営度調査の結果が回答法人全体の上位500法人であること（相対評価）、②認定要件を満たすこと（絶対評価）
 - **健康経営優良法人（大規模法人部門）**：認定要件を満たすこと（絶対評価）
- ただし、大規模法人部門のハードルが下がりすぎないように、今後、健康経営基準検討委員会において健康経営度調査や認定基準の見直しなどを行っていく。

【健康経営優良法人2019】



【健康経営優良法人2020】



健康宣言の社内外への発信について（大規模法人部門）

- 大規模法人部門の認定基準において、「1. 経営理念(経営者の自覚)：健康宣言の社内外への発信」は必須項目となっており、以下のとおり健康経営度調査の設問で要件を満たす必要がある。
- 中小規模法人部門では「全国健康保険協会等のサポートを受けて、組織として従業員の健康管理に取り組むことを明文化」することを要件としているが、大規模法人部門では、「運動会の開催」や「インフルエンザ予防接種の補助」等、取り組みの一部だけの記載をもって「社外への発信」としているケースもある。
- そのため、健康経営優良法人2020（大規模法人部門）認定における「健康宣言の社内外への発信」については、具体的な発信内容の模範例を示すとともに、社外への発信媒体において「（組織として健康経営に取り組む）目的、体制」を明文化していることを必須化し、「その取り組み内容や成果」についての記載も含まれていれば追加で評価していく方向性でいかがか。

【参考】平成30年度健康経営度調査

Q12. ★従業員の健康保持・増進に対する全社方針を社内向けに明文化していますか。（1つだけ）

1. はい

2. いいえ

SQ1. (Qで「1」とお答えの場合) 何において明文化していますか。（いくつでも）

◆ CSRレポートなど社外公表文書は除く（Q13に記載してください）

1. 企業理念

2. 経営計画・経営方針

3. 企業行動指針・規範・行動憲章

4. 従業員行動指針

5. 安全衛生・健康管理指針

6. その他

Q13. ★従業員の健康保持・増進に関して目的、体制、取組内容、成果等を社外に公開していますか。（1つだけ）

◆ 労働安全だけの取組の場合は該当しません。

1. はい

2. いいえ

SQ1. (Qで「1. はい」とお答えの場合) 何において公開していますか。（いくつでも）

1. アニュアルレポート

2. 統合報告書

3. CSR報告書

4. コーポレート・ガバナンス報告書

5. 海外投資家向けに多言語対応した各種開示文書

6. 採用情報サイト・文書（外部含む）

7. 上記以外の文書・サイト

※「健康宣言の社内外への発信」を満たすためにはQ12及びQ13において鳥海が実施されている必要がある。

Q12において「1.はい」を選択し、SQ1において1～6のいずれかを選択していれば必須項目が満たされる。
※「6.その他」については、適宜判断

Q13において「1.はい」を選択し、SQ1において1～7のいずれかを選択していれば必須項目が満たされる。
※「7.その他」については、適宜判断。

中小規模法人部門の申請区分の明確化について

- 「健康経営優良法人2019」では、従業員数が大規模法人部門に該当している場合であっても、中小企業基本法上の「中小企業者」に該当する会社であれば、中小規模法人部門による申請も可能とした。

＜「健康経営優良法人2019」における申請区分＞

	健康経営優良法人 【大規模法人部門】 	健康経営優良法人 【中小規模法人部門】 	
卸売業	101人以上	1人以上100人以下	中小企業 基本法上の 「中小企業者」に該 当する会社 ※従業員を1人以上使用 していること
小売業	51人以上	1人以上50人以下	
医療法人・サービス業	101人以上	1人以上100人以下	
製造業その他	301人以上	1人以上300人以下	



- 中小企業基本法の定義における「会社」には、医療法人、社会福祉法人、財団法人、公法人等は含まれていないが、今後は、「中小企業者」に該当する会社については上記の定義を区分を継続しつつ、その他の法人については、法人各ごとの区分目安を示しつつ、対応を行いたい。（次項参照）

「健康経営優良法人」申請区分の詳細

① 中小企業基本法上の「中小企業者」に該当する会社（以下の法人格を持つ法人）

「株式会社」「合名会社」「合資会社」「合同会社」「(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)」
 「弁護士法に基づく弁護士法人」「公認会計士法に基づく監査法人」「税理士法に基づく税理士法人」「行政書士法に基づく行政書士法人」
 「司法書士法に基づく司法書士法人」「弁理士法に基づく特許業務法人」「社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人」
 「土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人」

	【大規模法人部門】	【中小規模法人部門】 ※従業員を1人以上使用していること		
業種	従業員数	従業員数		資本金の額又は出資の総額
卸売業	101人以上	1人以上100人以下	または	1億円以下
小売業	51人以上	1人以上50人以下		5,000万円以下
サービス業	101人以上	1人以上100人以下		5,000万円以下
製造業その他	301人以上	1人以上300人以下		3億円以下

② 上記①以外の法人（区分の自安）

上記①以外の法人は、下表により区分。ただし、下表の法人格等に該当しない法人があった場合は、当該法人の事業内容に基づき日本標準産業分類より業種を把握し「従業員数」に基づき申請区分を決定していただく。なお、特段の理由（※）をもってあえて別部門に申請を行うことも可能とする。（※中小企業への健康経営の普及のために、あえて自らも中小規模法人部門を選択する場合など）
 ただし、「健康経営優良法人（ホワイト500）」（P3参照）は、大規模法人部門の区分に該当する法人のみを対象とする。

(例) 2019認定法人 の法人格等	日本標準産業分類上の業種	【大規模法人部門】	【中小規模法人部門】
		従業員数	従業員数
医療法人	医療，福祉	101人以上	1人以上100人以下
社会福祉法人			
健保組合等保険者			
商工会議所・商工会	サービス業（他に分類されないもの）	101人以上	1人以上100人以下
財団法人・社団法人			
地方自治体	公務（他に分類されるものを除く）	301人以上	1人以上300人以下

健康経営優良法人（中小規模法人部門）の申請書等について

- 「健康経営優良法人2019（中小規模法人部門）」の認定数は2,503法人に達しており、また、日本健康会議・宣言 5「協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする」の宣言社数が23,074社に達している（H30.8.27時点）ことを踏まえると、今後も申請数の増加が想定されるため、より効率的な方法による申請手続きなどの改善を図っていく必要がある。
- 「健康経営優良法人2020」においては、申請書の電子化、その他スキームの見直しを図っていく。

(申請書)
申請先：日本健康会議
健康経営優良法人認定委員会 宛て

平成 年 月 日

申請者：法人名

代表者名

健康経営優良法人 2019(中小規模法人部門)
認定申請書

法人番号 (※1)	
法人格の種類	(例：株式会社、有限会社、医療法人、社会福祉法人、一般社団法人等)
法人名称	(名称) (フリガナ) (英語表記) ※表記がある場合のみ記載
業種 (※2)	類型 (1つのみ選択) ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ 医療法人・サービス業 ☐ 製造業その他 分類 (1つのみ選択) ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ 飲食サービス業 ☐ 情報通信業 ☐ 不動産業、物品賃貸業 ☐ 学術研究、専門・技術サービス業 ☐ 宿泊業 ☐ 生活関連サービス業、娯楽業 ☐ 教育、学習支援業 ☐ 医療、福祉 ☐ その他サービス業 ☐ 製造業 ☐ 建設業 ☐ 運輸業 ☐ その他 ()
	申請法人が企業グループ等に所属している場合、グループ内の他の法人の申請の有無
加入している保険者	(例：全国健康保険協会〇〇支部) ※必ず支部名まで記載してください
加入している保険者の「健康宣言」事業の名称 (※3)	

(別添2)
認定基準適合状況説明書

【項目番号1】【必須】健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診

【適合基準】健康宣言の社内外への発信 (以下①②のいずれにも該当すること)
① 経営者が、全国健康保険協会等保険者のサポートを受けて、組織として従業員の健康管理に取り組むことを明文化(健康宣言書の策定等)し、その文書等を従業員その他の関係者(ステークホルダー)に対し表示(発信)していること
② 健康宣言が明文化された文書は、事業所入口、会議室、応接室等に掲示する又はホームページに掲載するなど、従業員(社内)及び取引先や消費者など社会一般(社外)の利害関係者のいずれもが閲覧できる状態にすること

【必須項目】

記載欄	
健康宣言日	年 月 日
実施内容の説明 証拠資料の貼付等	① 健康宣言書の写し
	② 健康宣言の社内への発信状況 ③ 健康宣言の社外への発信状況

【適合基準】経営者自身の健診受診
経営者自身が年に1回定期的に健康診断を受診していること

記載欄	
直近の健診受診日	年 月 日

注 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

【健康経営優良法人2020への改善策】

※現在検討している中小規模法人部門 申請書の電子化の例示

例1：エクセル形式への変更（選択もれや記載不足に対するアラート設定など）

例2：健康経営度調査の中小規模法人版（簡易版）によるアンケート形式

参考資料

健康経営銘柄及び健康経営優良法人への期待

- 平成30年度の健康経営顕彰制度の見直しを行うにあたり、選定・認定された企業や法人に期待する「役割」を改めて整理した。

健康経営銘柄

健康経営銘柄の方針は、「東京証券取引所の上場会社の中から『健康経営』に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介をすることを通じ、企業による『健康経営』の取組を促進することを目指す」こととしている。

今後、健康経営銘柄企業に対しては、健康経営を普及拡大していく「アンバサダー」的な役割を求めるとともに、健康経営を行うことでいかに生産性や企業価値に効果があるかを分析し、それをステークホルダーに対して積極的に発信していくことを求めている。

健康経営優良法人（大規模法人部門）

健康経営優良法人の方針は、「健康経営に取り組む優良な法人を『見える化』することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから『従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人』として社会的に評価を受けることができる環境を整備する」こととしている。

今後、大規模法人に対しては、グループ会社全体や取引先、地域の関係企業、顧客、従業員の家族などに健康経営の考え方を普及拡大していく「トップランナー」の一員としての役割を求めている。

健康経営優良法人（中小規模法人部門）

健康経営を全国に浸透させるには、特に地域の中小企業における取り組みを広げることが不可欠であり、中小規模法人部門においては、個社に合った優良な取組を実施する法人を積極的に認定することで、健康経営のすそ野を広げるツールとしている。

今後、中小規模法人に対しては、引き続き自社の健康課題に応じた取組を実践し、地域における健康経営の拡大のために、その取組事例の発信等をする役割を求めている。



健康経営銘柄

Health and Productivity



健康経営優良法人

Health and productivity

ホワイト500



健康経営優良法人

Health and productivity

「健康経営銘柄2019」の選定方法について

- 健康経営度調査回答企業の中から、以下の流れで健康経営銘柄2019を選定。

「健康経営銘柄」

「健康経営」に優れた企業

「平成30年度健康経営度調査」
に回答した企業

東京証券取引所上場会社

＜平成30年11月～12月＞

東証による「財務指標スクリーニング」等の実施

財務指標による一定のスクリーニング等を行った上で、「健康経営銘柄2018」を選定。

- ROE（自己資本利益率）の直近3年間平均が0%以上の企業を対象とし、ROEが高い企業には一定の加点を行う。
- 昨年度回答企業に対しても一定の加点を行う。
- 今年度より、社外への情報開示の状況についても評価を行う。
- * 33業種毎原則1社の選定を予定（最大で33社となるが、該当企業がない場合、その業種からは非選定）。
- * 今年度より、各業種最高順位企業の平均より優れている企業についても銘柄として選定。
- * TOKYO PRO Market上場会社は対象外。

＜平成30年10月～11月＞

回答結果を元に、健康経営度が上位20%に入り、かつ、必須項目をすべて満たしている企業を銘柄選定企業候補として選定

* 重大な法令違反等がある場合には選定しない。

＜平成30年8月～10月＞

「平成30年度健康経営度調査」の実施

経済産業省が、従業員の健康管理に関する取組やその成果を把握するためのアンケート調査を実施。

大項目		中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念(経営者の自覚)				健康宣言の社内外への発信（アニュアルレポートや統合報告書等での発信）	必須
2. 組織体制			経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須
			保険者との連携	健保等保険者と連携	
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握		①定期健診受診率（実質100%）	左記①～⑮のうち12項目以上
				②受診勧奨の取り組み	
				③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
		対策の検討		④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上		⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率（実施率）を測っていること	
				⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
				⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
				⑧病気の治療と仕事の両立支援	
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導		⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率（実施率）を測っていること	
				⑩食生活の改善に向けた取り組み	
		健康増進・生活習慣病予防対策		⑪運動機会の増進に向けた取り組み	
				⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
				⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	
		感染症予防対策		⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	
		過重労働対策		⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	
		メンタルヘルス対策		⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	
		受動喫煙対策		受動喫煙対策に関する取り組み	必須
	取組の質の確保	専門資格者の関与		産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	
4. 評価・改善			取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント				定期健診を実施していること(自主申告)	必須
				健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施（自主申告）	
				50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自主申告)	
				従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	

健康経営優良法人2019（中小規模法人部門）の認定基準

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～④のうち2項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定	左記⑤～⑧のうち少なくとも1項目
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑩以外)	
	従業員の心と身体への健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑨～⑮のうち3項目以上
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み	
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み	
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	
		過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	
		メンタルヘルス対策	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	
		受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須
4. 評価・改善		保険者へのデータ提供(保険者との連携)	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること(自主申告)	必須
			保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施(自主申告)	
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自主申告)	
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	

「健康経営銘柄2019」「健康経営優良法人2019」の選定(認定)フロー

- 「健康経営銘柄2019」及び「健康経営優良法人2019」の選定・認定フローは以下のとおり。
- 今後、申請書の変更などによりフローを見直すことがある。

健康経営銘柄の選定フロー

東京証券取引所上場会社

健康経営度調査の実施

経済産業省が実施する、従業員の健康管理に関する取組やその成果を把握するための、「従業員の健康に関する取り組みについての調査」（健康経営度調査）に回答。

回答結果をもとに、健康経営優良法人（大規模法人部門）の認定基準に適合しているかの判定を受ける

健康経営度が上位20%である上場企業を候補として選定

東京証券取引所において、財務指標スクリーニングを実施

経済産業省及び東京証券取引所が共同で選定

健康経営優良法人の認定フロー

大規模法人部門※

健康経営度が上位50%である法人が申請資格を獲得

保険者と連名により
日本健康会議認定事務局へ申請

認定審査

日本健康会議において認定

中小規模法人部門

協会けんぽ支部や健康保険組合
連合会支部が実施している「健康宣言」事業に参加

自社の取組状況を確認し、中小規模法人部門の認定基準に該当する具体的な取組を申請書に記載

日本健康会議認定事務局へ申請

※原則3業種毎1社の選定
(該当企業がない場合、その業種からは選定なし)

※常時使用する従業員の数が ①卸売業：101人以上 ②小売業：51人以上 ③医療法人・サービス業：101人以上 ④製造業その他：301人以上の法人を「大規模法人」とする